

平成30年 6月 7日
九州地方整備局**建設企業 179社に立入検査、16社に勧告等を実施**

～ 九州地方整備局 建設業法令遵守推進本部の活動について ～

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部（本部長 九州地方整備局長）では、平成19年度の設置以来、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、下請取引の適正化を中心とする法令遵守の取り組みを行ってきたところです。

今般、平成29年度の活動結果をとりまとめ、平成30年度の活動方針を決定しましたのでお知らせします。

I. 平成29年度活動結果

※カッコ書きは平成28年度の件数等

1. 法令違反情報等の通報・相談受付状況：274件（150件）【詳細：図-1】

- 「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に下請代金の不払いや法令違反等の疑義等に関する通報・相談が寄せられた。
- 社会保険未加入対策に関する相談が大幅に増加した（126件（前年度の4.5倍））。相談が増加した要因としては、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、平成29年度以降においては、適切な保険加入が確認できない作業員については、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきとされていることが考えられる。

2. 立入検査等の実施状況：179社（180社）【詳細：図-2】

- 法令違反疑義情報や下請取引等実態調査に基づき、立入検査を実施した。また、熊本地震の被災地に営業所を新設した8社（新規取組）及び新たに国土交通大臣許可を受けた47社（前年度の約2倍）に立入検査を実施した。

3. 監督処分・勧告の実施状況**営業停止：1社（0社） 勧告：15社 15件（15社 18件）**

【詳細：図-3】

- 公契約関係競売等妨害及び贈賄により1社に対して営業停止処分を実施した。
- 立入検査等の結果、下請代金の支払いや契約締結などに不適切な点があったため、その是正を求める旨の勧告を15社（15件）に対して実施し、改善状況報告書を提出させた。

4. 建設業法令遵守等の講習会の開催状況：26回（36回）

- 熊本県の被災地において下請代金の不払い等が発生していたことを踏まえ、建設業法令遵守等講習会（熊本市）を開催した。
- 建設工事における労働災害防止に関する講習会（福岡市）を開催した。
- 上記に加え、建設業団体等からの依頼に応じて講習会等を開催した。

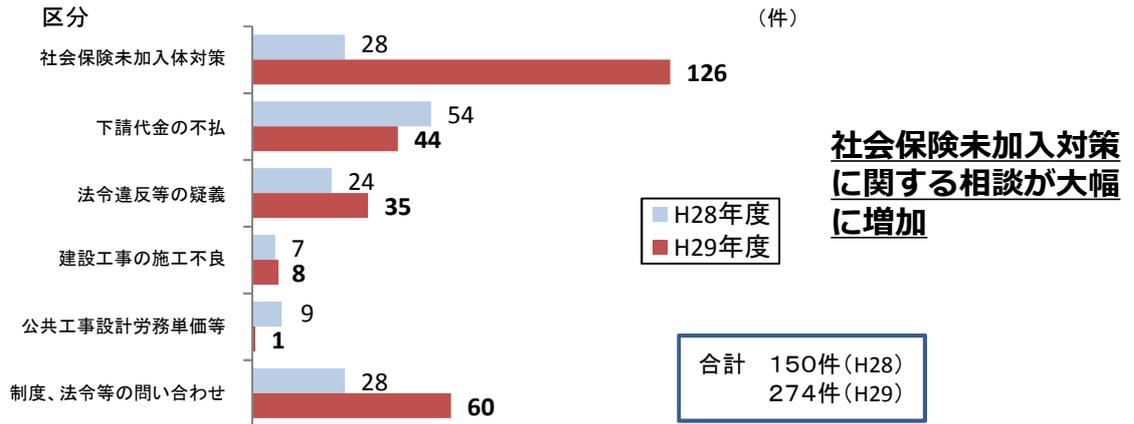
II. 平成30年度活動方針

- 上記のとおり、法令遵守の取組を行っているところであるが、依然として、不適切な契約手続等を原因とするトラブルが存在していることを踏まえ、別添のとおり平成30年度の活動方針を定め、更なる法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする各種取組を継続して実施する。

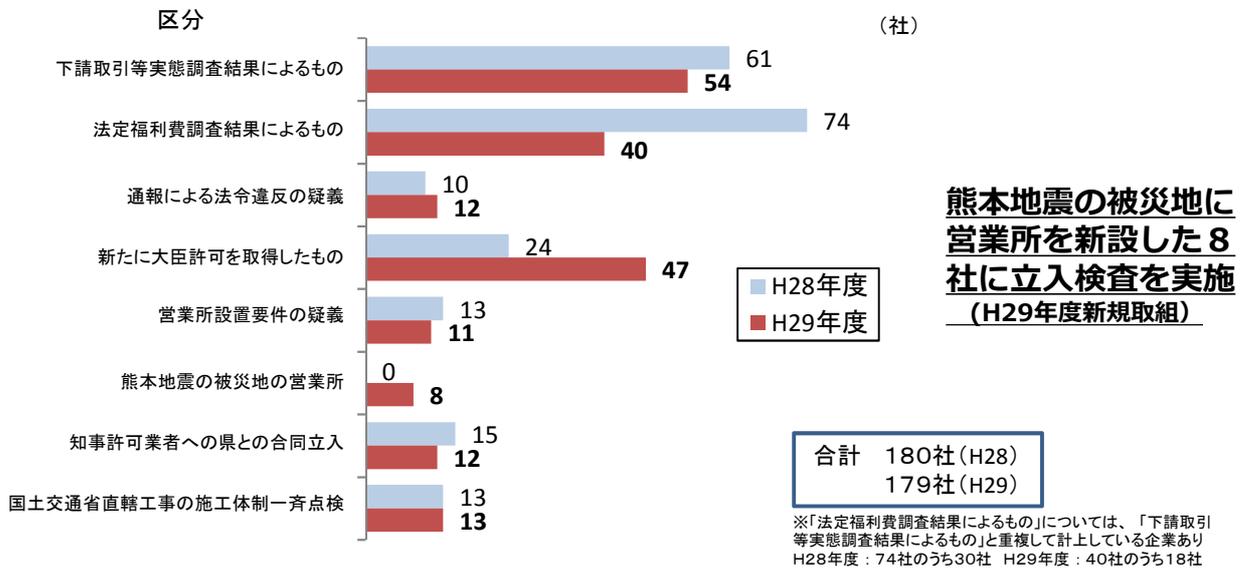
【問い合わせ先】九州地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 山崎 英幸（やまさき ひでゆき）
建設産業課 課長補佐 竹下 憲一郎（たけした けんいちろう）
代表電話：092-471-6331（内線 6119、6144）
直通電話：092-409-4201

平成29年度活動結果

【図－1】 法令違反情報等の通報・相談受付状況



【図－2】 立入検査等の実施状況

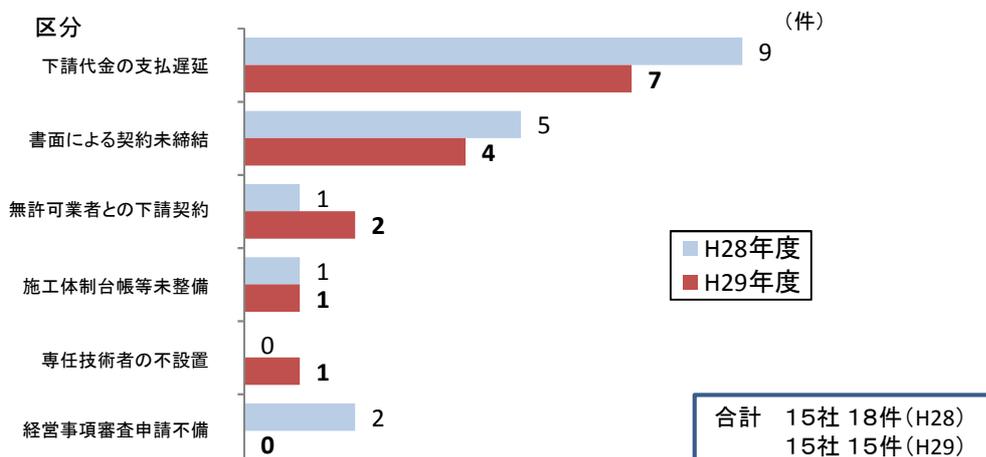


【図－3】 監督処分・勧告の実施状況

営業停止 1社

・ 公契約関係競売等妨害及び贈賄 1社

勧告 15社 15件



平成30年度活動方針概要

1. 「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用

- ・ 重要な情報収集等の窓口であるため、利用促進に努めるとともに、法令違反の疑義情報等を受け付け、必要に応じ立入検査を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応
- ・ 知事許可業者に係る案件については、各県の担当部局と連携して的確に対応
- ・ 消費税転嫁拒否事案の通報については、関係機関と連携を図り調査・指導

2. 熊本地震の被災地域における取組

- ・ 下請代金の支払遅延や不払い等のトラブルの情報
- ・ 「駆け込みホットライン」等に寄せられる通報等



復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査等を実施

3. 「元請下請契約の適正化」に関する立入検査

立入検査においては、下記の事項に留意しつつ、社会保険の未加入企業の確認、保険加入の指導、元請・下請間の契約関係書類の不作成・不備等の是正、下請代金の支払の適正化に取り組むこととし、併せて監理技術者等の不適正配置及び施工体制台帳の未整備等に対する指導を実施

立入検査の対象建設業者

- (1) 対象業者の選定
- ・ 下請取引等実態調査で指導項目のあった建設業者
 - ・ 通報等によって法令違反の疑義が生じた建設業者
 - ・ 建設業許可や経営事項審査において疑義が生じた建設業者
 - ・ 過去に指導・監督を行った建設業者
 - ・ 不当なしわ寄せを受けたとする申告があった建設業者
 - ・ 新規に大臣許可を取得した建設業者

立入検査における確認・周知事項

- (2) 「標準見積書」の活用状況等の確認
- (3) 安全衛生経費の確保に関する周知
- (4) 下請代金の支払手段に関する周知
- (5) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知
- (6) 建設業法令遵守ガイドライン等の周知

外国人建設就労者受入事業に係る立入検査

- (7) 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

4. 関係機関との連携等

- (1) 発注部局等との連携
(2) 各県及び関係機関との連携強化
- (3) 関係法令の周知・法令遵守意識の向上

平成30年度建設業法令遵守推進本部活動方針

平成30年 6月 7日
九州地方整備局
建設業法令遵守推進本部決定

九州地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成19年度の設置以来、建設生産物の品質を確保し、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、下請取引の適正化を中心とする法令遵守の取組を行ってきたところである。

しかしながら、依然として、不適切な契約手続等を原因とするトラブルも存在しており、更なる法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組の継続が必要である。

特に、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要であり、下請代金の適正な支払いに関する指導に努める。

また、法定福利費を確保し社会保険の加入徹底を図るため、平成30年1月に開催された建設業社会保険推進連絡協議会における平成30年度以降の取組の方向性等を踏まえ、社会保険加入の推進に努める。

併せて、昨年度に引き続き、熊本地震の被災地域における建設業法違反等に対する取組を実施する。

以上の施策の効果を確実なものとするために、平成30年度の活動方針として以下のとおり取り組む。

1. 「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」及び社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」について、それぞれ重要な情報収集等の窓口であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めるとともに、通報や相談を受け付け、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応する。

知事許可業者に係る案件については、各県の担当部局と連携して的確に対応する。

また、消費税転嫁拒否事案の通報については、関係機関と連携を図り、調査・指導を行う。

2. 熊本地震の被災地域における取組

熊本地震の復旧・復興工事に関して、下請代金の支払遅延や不払い等のトラブルが相次ぎ、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところであり、「駆け込みホットライン」等に対して複数の通報も見受けられる。

そこで、熊本地震の被災地域における取組として、復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査、講習会等を実施する。

3. 「元請下請契約の適正化」に関する立入検査

立入検査においては、下記の事項に留意しつつ、社会保険の未加入企業の確認・保険加入の指導、元請・下請間の契約関係書類の不作成・不備等の是正、下請代金の支払の適正化に取り組み、併せて、監理技術者等の不適正配置及び施工体制台帳の未整備等の指導を実施する。

(1) 対象業者の選定

立入検査の対象については、下請取引等実態調査において指導項目のあった建設業者、通報及び新聞報道等によって法令違反の疑義が生じた建設業者、建設業許可及び経営事項審査時に法令違反の疑義が生じた建設業者や過去に指導・監督を行った建設業者、不当なしわ寄せを受けたとする申告があった建設業者を優先的に選定する。

加えて、九州地方整備局独自の取組である新規に大臣許可を取得した建設業者への立入検査を引き続き実施する。

(2) 「標準見積書」の活用状況等の確認

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがされているか等の状況について確認を行い社会保険加入を推進するため周知徹底に努める。

(3) 安全衛生経費の確保に関する周知

平成 29 年 3 月に施行された建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律及び建設業法令遵守ガイドラインにおける安全衛生経費の確保に係る取扱いについて周知徹底に努める。

(4) 下請代金の支払手段に関する周知

平成 28 年 12 月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、下請代金の支払手段について通達を見直したことを受け、平成 29 年 3 月に建設業法令遵守ガイドラインを改訂し、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したところであり、その周知徹底に努める。

(5) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられ、平成 31 年 10 月には、消費税率が 10 % に引き上げられる予定であることから、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるべく、下請取引において消費税額を見込んだ適正な価格による契約の締結を行うよう周知徹底に努める。

(6) 建設業法令遵守ガイドライン等の周知

建設業法令遵守ガイドラインをはじめ、告示や通知等の発出など建設業行政の動向について、立入検査の機会を通じて、周知徹底に努める。

(7) 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施に当たっては、本省との連携を密にしながら、立入検査の円滑かつ適切な対応に努める。

4. 関係機関との連携等

(1) 発注部局等との連携

国土交通省直轄工事において、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合は、発注部局から建設業担当部局への通報後、加入指導等を実施する運用を行っており、発注部局や関係機関との連携を図りながら、適切な対応に努める。

(2) 各県及び関係機関との連携強化

① 建設業の取引適正化に取り組むため、地方協力会議を開催し、法令遵守推進に向け各県と連携して対応する。

特に、建設業取引適正化推進月間（11月）においては、各県と連携した合同立入検査を大臣許可業者及び知事許可業者の双方に対し実施する。また、建設業法等に関する講習会を合同開催し、重点的に法令遵守の活動に取り組む。

② 建設業団体等と積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会、研修会の実施に努める。

③ 警察部局との連携を密にし、協力して暴力団排除に努める。

(3) 関係法令の周知・法令遵守意識の向上

建設業法令遵守ガイドライン及び社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン等の周知徹底を図るため、建設業団体等を対象に講習会・研修会等を開催し、社会保険及び労働安全衛生等の関係法令の遵守についても、関係機関と連携し、意識の向上を図る。

なお、講習会・研修会等の実施にあたっては、関係者の理解を深めるため、分かり易いパンフレット等を活用し、周知に努める。